

一、生産に關與する成年男女に選舉權を與ふ、治安警察法を撤廢す、

物價を公定す、

最低賃銀法を制定す、

八時間労働を實施す、

十八才未満の少年に労働を禁止す、

全國共通労働紹介所を開設す、

労働保險、老衰年金制を確立す、

労働爭議仲裁法を制定す、

労働者を利益分配に参加せしむ、

所得稅、相續稅、其他累進稅率を加重す、

小作農を保護して小作料を輕減せしむ、

國家として生産組合を保護補給せしむ、

衛生的の家屋を市町村に建築す、

醫療、藥品、出產幫助、死者埋葬は一切公費を以て支給す、

一、小、中學校を義務教育とし、學費、食料を給與す、

勞働學校を各市町村に設け、學費、及食料を給與す、

主張

12.20
23.00

張